

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
10月15日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一  
道路の区域の変更(道路整備課)……………二  
特定建設工事共同体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………二  
徳山駅前地区市街地再開発組合の定款の変更認可(住宅課)……………二  
○教委公告  
○教委公告  
契約の締結……………三  
○選管告示  
直接請求に必要な有権者の数……………四



### 山口県告示第三百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十月十五日

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定	年 月 日
もみの木皮ふ科クリニク	山口市小郡下郷七八六の一〇	山口県知事	村岡 嗣政	令和三、	九、	一
てらす訪問看護ステーション	宇部市大字西岐波柳ヶ瀬七八五の六			〃	五、	〃

さらら山口訪問看護リハビリステーション 山口市佐山二二五八の一 九、

### 山口県告示第三百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路 線 名 小野田港線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山陽小野田市中心一丁目五九六五の四地先から 同市中心二丁目六〇二六の一地先まで	最狭 二〇・五・八	最狭 一五・四〇	一一〇・四	二〇三・四	

道路の種類 県道  
路 線 名 妻崎開作小野田線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山陽小野田市中心一丁目五九六五の四地先から 同市中心二丁目五九九一の一地先まで 及び 山陽小野田市中心一丁目五九九一の一 地先から 同市高栄三丁目六三六四の一地先まで	最狭 二〇・五・八	最狭 一五・四〇	一一〇・四	二〇三・四	県道小野田港線の道路の区域(重用)

山口県告示第三百六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学一号館等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

た。

令和三年十月十五日 山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立大学一号館等新築工事
- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目及び宮野下地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
鉄筋コンクリート造	地上五階建	三、五六九	平方	メ	ートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
  - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和三年十月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
  - 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年十一月二日から同月八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和三年十一月二十二日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三三〇)にすること。

山口県告示第三百七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、徳山駅前地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 市街地再開発組合の名称
  - 徳山駅前地区市街地再開発組合
- 二 施行地区

周南市銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目及び大字徳山の各一部

三 事務所の所在地

周南市みなみ銀座一丁目九番地

四 設立認可の年月日

令和二年一月二十一日

五 事業施行期間

令和二年一月二十一日から令和五年九月三十日まで

六 変更の内容

事務所の所在地を周南市銀座二丁目二五番地とする。

七 変更認可の年月日

令和三年十月十五日

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する<sup>かい</sup>廠の名称及び所在地

山口県立南陽工業高等学校 周南市温田一丁目一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

マシンングセンタ 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年九月二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社山陽機械センター 周南市築港町五番一号

六 落札金額

四千五百七十六万円

七 入札公告日

令和三年七月二十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立南陽工業高等学校長 藤山 浩一郎

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

一 事務を担当する<sup>かい</sup>廠の名称及び所在地

山口県立宇部工業高等学校 宇部市琴芝一丁目一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

FAシステム実習装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年九月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社フジミツ 下関市武久町二丁目一三番五号

六 落札金額

四千四百七十七万円

七 入札公告日

令和三年七月二十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立宇部工業高等学校長 池田 拓司

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和三年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二二、八六九  二四二、九二六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一三、八四七 一六、七九七 一七、八四七 一八、九〇七 一九、九五七 二〇、〇〇七 二一、〇五七 二二、一〇七 二三、一五七 二四、二〇七 二五、二五七 二六、三〇七 二七、三五七 二八、四〇七 二九、四五七 三〇、五〇七 三一、五五七 三二、六〇七 三三、六五七 三四、七〇七 三五、七五七 三六、八〇七 三七、八五七 三八、九〇七 三九、九五七 四〇、〇〇七
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	八、四二七 九、四七七 一〇、五二七 一一、五七七 一二、六二七 一三、六七七 一四、七二七 一五、七七七 一六、八二七 一七、八七七 一八、九二七 一九、九七七 二〇、〇二七 二一、〇七七 二二、一二七 二三、一七七 二四、二二七 二五、二七七 二六、三二七 二七、三七七 二八、四二七 二九、四七七 三〇、五二七 三一、五七七 三二、六二七 三三、六七七 三四、七二七 三五、七七七 三六、八二七 三七、八七七 三八、九二七 三九、九七七 四〇、〇二七

令和三年十月十五日印刷  
令和三年十月十五日発行

発行人所 山口県知事

副知事、県の選挙管理委員若しくは公安委員会委員の解職の請求 地方自治法第八十六条第一項	二四二、九二六
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四二、九二六